

再利用対象物及び廃棄物の保管場所等設置届出対象建築物の早見表

建築物の規模及び用途		必要となる届出		
		住宅用 廃棄物 保管場所 設置届	事業用 廃棄物 保管場所 設置届	再利用 対象物 保管場所 設置届
<b>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物</b>				
住宅用途のみの建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×
	住戸数 10 戸以上		×	×
事業用途のみの建築物		×	×	×
住宅用途と事業用途が 混在した建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×
	住戸数 10 戸以上		×	×
<b>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上～3,000 m<sup>2</sup>未満の建築物</b>				
住宅用途のみの建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×
	住戸数 10 戸以上		×	×
事業用途のみの建築物	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上	×		
住宅用途と事業用途が 混在した建築物	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満	住戸数 10 戸未満	×	×
		住戸数 10 戸以上		×
	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	住戸数 10 戸未満	×	
		住戸数 10 戸以上		
<b>延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物</b>				
住宅用途のみの建築物（住戸数にかかわらず）			×	×
事業用途のみの建築物		×		
住宅用途と事業用途が混在した建築物	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満		×	×
	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上			

【備考】

- 1 ×印がついている住宅用途建築物についても、廃棄物が発生する前に清掃事務所にご相談ください。
- 2 ×印がついている事業用途建築物についても、廃棄物保管場所を設置する（届出の必要なし）ことが条例で定められています。
- 3 住宅用途建築物は、廃棄物保管場所の他に燃やす・燃やさないごみの持出し場所（戸数×0.1 m<sup>2</sup>以上）と粗大ごみの持出し場所（3 m<sup>2</sup>以上）が別途必要になります。
- 4 台東区での収集を予定している場合は廃棄物の持出し場所について十分に協議してください。